



福岡医発第 1640 号 (地)

令和 5 年 9 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令等の公布及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)」の一部改正について

今般、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、厚生労働省より各都道府県知事等宛 2 件の通知がなされ、日本医師会を通じて情報提供がありました。

本件に関する概要は下記のとおりであり、本年 9 月 20 日より施行又は適用されております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

○予防接種法に基づく公的関与の適用対象は「65 歳以上の者」及び「65 歳未満の心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者等のほか新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化するおそれ大きいと医師が認める者」とすること。

○コミナティ筋注 6 ヶ月～4 歳用 (1 価: オミクロン株 XBB. 1. 5)、コミナティ筋注 5～11 歳用 (1 価: オミクロン株 XBB. 1. 5)、ヌバキソビッド筋注又はコミナティ RTU 筋注 (1 価: オミクロン株 XBB. 1. 5) を接種する方法により行うこと。

日医発第 1083 号（健Ⅱ）
令和 5 年 9 月 15 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令等の公布及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

今般、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、厚生労働省より各都道府県知事等宛 2 件の別添通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件について、概要は下記のとおりであり、本年 9 月 20 日より施行又は適用されます。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

○予防接種法に基づく公的関与の適用対象は「65 歳以上の者」及び「65 歳未満の心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者等のほか新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化するおそれ大きいと医師が認める者」とすること。

○コミナティ筋注 6 ヶ月～4 歳用（1 価：オミクロン株 XBB. 1. 5）、コミナティ筋注 5～11 歳用（1 価：オミクロン株 XBB. 1. 5）、ヌバキソビッド筋注又はコミナティ RTU 筋注（1 価：オミクロン株 XBB. 1. 5）を接種する方法により行うこと。

（別添厚生労働省通知）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令等の公布について
（健発 0913 第 6 号（日本医師会宛）及び健発 0913 第 7 号（都道府県知事等宛））
- 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について
（事務連絡（日本医師会宛）及び厚生労働省発健 0913 第 9 号（都道府県知事宛））

（参考）

- 第 29 回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 資料：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35183.html
- 第 50 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35096.html

感発 0913 第 6 号
令和 5 年 9 月 13 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の
施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令等の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 285 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 110 号）が本日、公布されました。別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。



感発 0913 第 7 号
令和 5 年 9 月 13 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の
施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令等の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の
施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 175 号）及
び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一
部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその
効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改
正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 110 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正
政令及び改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知
の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第 1 改正の概要

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部 の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う場合において、当該予防接種の勧奨及
び当該予防接種を受ける努力義務の対象としない者の範囲を変更すること。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の 一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなお その効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一 部を改正する省令の一部改正

(1) 新型コロナ予防接種の初回接種(以下「初回接種」という。)の実施方法について、以下の
いずれかの方法により行うものとする。

- ・ 1.3 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン
(令和 4 年 1 月 21 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す
る法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたもの



のうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。)を 18 日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.2 ミリリットルとする方法

- ・ コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日に法第 14 条の承認を受けたもの(本改正後の附則第7条第1項第1号に規定するものを除く。)であって、ラクトジナメランを含むものに限る。)を 18 日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.3 ミリリットルとする方法
- ・ 組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチンを 20 日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする方法
- ・ 2.2 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年 10 月5日に法第 14 条の承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。)を 18 日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射した後、55 日以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.2 ミリリットルとする方法

(2) 令和5年秋開始接種について

① 令和5年秋開始接種は、以下のいずれかの方法により行うものとする。

- ・ 1.3 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日に法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法
- ・ コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日に法第 14 条の承認を受けたもの(本改正後の附則第7条第1号に規定するものを除く。)であって、ラクトジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法
- ・ 組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチンを初回接種の終了後6月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法
- ・ 2.2 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年 10 月5日に法第 14 条の承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法

② 令和5年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、本改正後の附則第7条第1項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなすこととする。

第2 施行期日

令和5年9月20日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年九月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百八十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第十四条第一項の規定により適用する予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第九条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「五歳以上」及び「であつて、改正法附則第二条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に二回受けたもの」を削る。

附 則

この政令は、令和五年九月二十日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄

○厚生労働省令第百十号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する省令
伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第百六十五号） 附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号。附則第二項において「旧予防接種実施規則」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） 第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクトジンメランを含むものに限り、）を十八日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・三ミリリットルとする方法 二 コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効	附則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） 第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項、次条及び附則第九条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和三年二月十四日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限り、）を十八日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・三ミリリットルとする方法 二 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、

性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの（前号に規定するものを除く。）であつて、ラクストジナメランを含むものに限り、を十八日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・三ミリリットルとする方法

三 組織換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチンを二十日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法

四 二・二ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和四年十月五日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであつて、ラクストジナメランを含むものに限り、を十八日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法

有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであつて、ファムトジナメランを含まないものに限り、を十八日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法

三 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであつて、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限り、を十八日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法

四 コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの（前二号、次条第一項第二号及び附則第九条第一項第三号に規定するものを除く。）であつて、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限り、を十八日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・三ミリリットルとする方法

五 組織換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチンを二十日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法

六 二・二ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和四年十月五日に医薬品、医療機器等の品質、有効

2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する令和五年秋開始接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。

（新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和五年秋開始接種）

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年秋開始接種（次項において「令和五年秋開始接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法
- 二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法
- 三 前条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法
- 四 前条第一項第四号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限り、を十八日以上の間隔において二回筋肉内に注射した後、五十五日以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法

2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する令和四年秋開始接種及び附則第九条第一項に規定する令和五年春開始接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。

（新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種）

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（次項及び次条において「令和四年秋開始接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであつて、エラソメラン及びダバソメランを含むものに限り、を初回接種の終了後三月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法
- 二 前条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

2 令和五年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。

(削る)

2 令和四年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和五年春開始接種)

第九條 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年春開始接種（次項において「令和五年春開始接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第一号に掲げる方法については十二歳以上である者に対して当該予防接種を行う場合、第二号に掲げる方法については六歳以上十二歳未満である者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行うものとする。

一 前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

二 前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

三 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

ミリリットルとする方法

四 附則第七條第一項第四号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

五 附則第七條第一項第五号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

2 | 令和五年春開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、附則第七條第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種と、前条第一項の注射に相当するものについては、当該注射を令和四年秋開始接種とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年九月二十日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の旧予防接種実施規則（以下この項において「改正前旧予防接種実施規則」という。）附則第八條第一項に規定する令和四年秋開始接種又は改正前旧予防接種実施規則附則第九條第一項に規定する令和五年春開始接種を受けた者に対して行うこの省令による改正後の旧予防接種実施規則附則第八條第一項に規定する令和五年秋開始接種における同項の規定の適用については、同項各号中「初回接種」とあるのは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第百十号）による改正前の附則第八條第一項に規定する令和四年秋開始接種又は同令による改正前の附則第九條第一項に規定する令和五年春開始接種のうち、被接種者が最後に受けたもの」とする。

事 務 連 絡
令和5年9月13日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部予防接種課
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和5年9月20日から適用することについて、各都道府県知事を通じ、各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段の御協力をお願いいたします。

厚生労働省発感0913第9号
令和5年9月13日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和5年9月 20 日から適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

記

第 1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチン及びその対象者は以下のとおりとすること。

- ① コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和4年1月 21 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。)とし、その対象者を1回目の接種時において5歳以上 12 歳未満の者とする。
- ② コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)であって、ラクトジナメランを含むものに限る。)とし、その対象者を 12 歳以上の者とする。
- ③ 組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)とし、その対象者を 12 歳以上の者とする。
- ④ コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年 10 月 5 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。)とし、その対象者を1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者とする。

第 2 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年秋開始接種において使用するワクチン及びその対象者は以下のとおりとすること。

- ① コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和4年1月 21 日に法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクトジナメ

ランを含むものに限る。)とし、その対象者を5歳以上12歳未満の者とする。

- ② コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクトジナメランを含むものに限る。）とし、その対象者を12歳以上の者とする。
- ③ 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）とし、その対象者を12歳以上の者とする。
- ④ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。）とし、その対象者を生後6月以上5歳未満の者とする。

第3 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種及び令和5年春開始接種の廃止について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種及び令和5年春開始接種に関する規定を削除する。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
(令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日	一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日	一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日	一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日	一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日	一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日	一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日	一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日	一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日

〈改正後〉

一部改正 厚生労働省発健 1 2 1 4 第 2 号
令和 4 年 1 2 月 1 4 日
一部改正 厚生労働省発健 0 2 1 0 第 2 号
令和 5 年 2 月 1 0 日
一部改正 厚生労働省発健 0 3 0 8 第 1 4 号
令和 5 年 3 月 8 日
一部改正 厚生労働省発健 0 8 0 7 第 1 号
令和 5 年 8 月 7 日
一部改正 厚生労働省発健 0 9 1 3 第 8 号
令和 5 年 9 月 1 3 日

各
〔 市 町 村 長
特 別 区 長 〕

殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）第 5 条の規定による改正前の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 （略）
- 2 （略）
- 3 使用するワクチン

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健 1 2 1 4 第 2 号
令和 4 年 1 2 月 1 4 日
一部改正 厚生労働省発健 0 2 1 0 第 2 号
令和 5 年 2 月 1 0 日
一部改正 厚生労働省発健 0 3 0 8 第 1 4 号
令和 5 年 3 月 8 日
一部改正 厚生労働省発健 0 8 0 7 第 1 号
令和 5 年 8 月 7 日

各
〔 市 町 村 長
特 別 区 長 〕

殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）第 5 条の規定による改正前の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 （略）
- 2 （略）
- 3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。）</u>	<u>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</u>
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクトジナメランを含むものに限る。）</u>	<u>12歳以上の者</u>
<u>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>12歳以上の者</u>
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。）</u>	<u>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</u>

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和4年秋開始接種又は令和5年春開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>12歳以上の者</u>
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）</u>	<u>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</u>
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</u>	<u>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</u>
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメ</u>	<u>12歳以上の者</u>

〈改正後〉

〈現 行〉

(2) 令和5年秋開始接種

令和5年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクトジンメランを含むものに限る。）</u>	<u>5歳以上12歳未満の者</u>
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクトジンメランを含むものに限る。）</u>	<u>12歳以上の者</u>
<u>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令</u>	<u>12歳以上の者</u>

ランを含むもの又はトジンメラン及びファムトジンメランを含むものに限る。）

組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

12歳以上の者

1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年春開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）</u>	<u>6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）</u>
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジンメラン及びファムトジンメランを含むものに限る。）</u>	<u>5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）</u>

〈改正後〉

〈現 行〉

<u>和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</u>	
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。)</u>	<u>生後6月以上5歳未満の者</u>

(削る)

（3）令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)</u>	<u>12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</u>
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)</u>	<u>6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)</u>
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を</u>	<u>12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合</u>

〈改正後〉

〈現 行〉

	<u>受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</u>	<u>の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）</u>
	<u>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）</u>
	<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</u>	<u>5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）</u>

(別紙 改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号
令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号
令和4年12月9日
一部改正 厚生労働省発健1214第2号
令和4年12月14日
一部改正 厚生労働省発健0210第2号
令和5年2月10日
一部改正 厚生労働省発健0308第14号
令和5年3月8日
一部改正 厚生労働省発健0807第1号
令和5年8月7日

一部改正 厚生労働省発感0913第8号
令和 5 年 9 月 1 3 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第 96 号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 対象者
貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。
- 2 期間
令和3年2月 17 日から令和6年3月 31 日まで

- 3 使用するワクチン
(1)初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和5年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジ	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未満の者
--	--------------------------

ナメランを含むものに限る。)	
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、ラクトジナメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年 10 月 5日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和5年秋開始接種

令和5年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。)	5歳以上 12 歳未満の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、ラクトジナメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年 10 月 5日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。)	生後6月以上5歳未満の者